

(案)
役務契約書

発注者（以下、「甲」という）と受注者（以下、「乙」という）とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び役務契約約款によって、役務契約に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	令和7年度岩手南部森林管理署官用自動車点検等業務
品名・物件名	令和7年度岩手南部森林管理署官用自動車点検等業務
数量（単位）	1式
仕様	別紙1「仕様書」のとおり
契約金額 （税込み）	金 円 契約単価については別紙2「令和7年度岩手南部森林管理署官用自動車点検等業務単価表」のとおり （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
納入期限	令和8年3月31日
納入場所	岩手南部森林管理署
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し甲乙が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

甲 岩手県奥州市水沢東上野町12番17号
分任支出負担行為担当官
岩手南部森林管理署長 志磨 克 印

乙

※紙による契約の場合は上記下線部分を削除する。

別紙

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別紙、令和7年度岩手南部森林管理署官用自動車点検等業務（整備内容一覧表）（以下「一覧表」という。）に定める自動車とする。

なお、台数及び数量については予定であり、変動することもあるので、契約相手方は予定台数に変更があっても異議を申し立てないこと。

一覧表以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、契約相手方が点検を実施した結果、整備が必要であると判断した場合に、分任支出負担行為担当官等が任命した監督職員に連絡の上指示を受けるものとする。

2 請負内容

(1) 契約相手方は、車両引渡場所より車両を引き取り、点検・検査等を実施の上、庁舎に返還するものとする。

(2) 一覧表及び入札書（内訳書）における件名の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第48条に基づく点検整備とする。

イ 継続点検とは、法第62条に基づく検査とする。

ウ 基本点検技術料とは、法第48条に基づく自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）において規定する全ての項目の点検作業をいう。

エ 保安検査確認とは、法第62条に定める継続検査に係るものとする。

オ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な書類は契約者の負担において用意するものとする。

カ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

外回り清掃とは、外回りの洗浄、拭き掃除の作業をいう。

キ エンジンオイル交換には、エンジンオイル（部品）代金を含むものとする。

エンジンオイルについては、API規格（ガソリン車についてはSG品質を、ディーゼル車についてはCF-4品質を基準とする。）のものとし、該当車種に適したエンジンオイルを使用すること。

なお、エンジンオイル量は1台当たり5リットルを交換すると想定して算定することとし、精算金額は実際のオイル交換量に1リットル当たりの単価を乗じて算出した金額を採用するものとする。

ク 別途発注

上記以外の業務については、分任支出負担行為担当官等が任命した監督職員と契約相手方による協議により決定するものとする。

3 整備の追加

- (1) 契約相手方は、上記1の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、一覧表に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに分任支出負担行為担当官等が任命した監督職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積りを当該車両の使用者である官署の長あて提出するものとする。
- (2) 当該車両の使用者である官署の長は、契約単価に定めのない部分の追加整備について前項の契約相手方の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、別途の請負契約を契約相手方と締結するものとする。

4 保証

契約相手方は、当該業務の完了後6か月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと契約相手方が認めたときは、その不具合箇所を契約相手方の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、契約相手方の発行する整備保証書による。

5 代金の請求及び支払

- (1) 契約相手方は、業務の履行を完了し分任支出負担行為担当官等が任命した検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数か月分を取りまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を分任支出負担行為担当官に請求することができる。
- (2) 分任支出負担行為担当官等は、前項の支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を契約相手方に支払わなければならない。ただし、受領した支払請求書が不当のため、契約相手方に返送した場合には、支出負担行為担当官等がその返送した日から契約相手方の適法な請求書を受領した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

6 その他

契約相手方は、車両の返還に当たっては、分任支出負担行為担当官等が任命した検査職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明確に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

令和7年度岩手南部森林管理署官用自動車点検等業務単価表

件名 (項目)			数量 (a)	単位	単価 (税抜) (b)	金額 (a) × (b)
自動車重量税	乗用自動車 (自家用)	車両重量1.5トンまで (2年) ※13年未満	6	台	24,600	147,600
	乗用自動車 (自家用)	車両重量1.5トンまで (2年) ※13年経過	3	台	34,200	102,600
	軽自動車 (自家用)	軽自動車 (2年) ※13年未満	5	台	6,600	33,000
	軽自動車 (自家用)	軽自動車 (2年) ※13年経過	1	台	8,200	8,200
	軽自動車 (自家用)	軽貨物自動車 (2年) ※13年未満	1	台	6,600	6,600
	軽自動車 (自家用)	軽貨物自動車 (2年) ※13年未満	1	台	5,000	5,000
(A) 自動車重量税計			17	台		303,000
自賠償保険料	乗用自動車 (自家用)	検査対象車 本土 24ヶ月	9	台	17,650	158,850
	軽自動車 (自家用)	検査対象車 本土 24ヶ月	8	台	17,540	140,320
(B) 自動車損害賠償責任保険料計			17	台		299,170
継続点検 (車検)	基本点検技術料	乗用自動車 (自家用) 車両重量1.5トンまで	9	台		0
		乗用自動車 (自家用) 軽自動車	8	台		0
	エンジン、下廻り スチーム洗浄	乗用自動車 (自家用) 車両重量1.5トンまで	9	台		0
		乗用自動車 (自家用) 軽自動車	8	台		0
	下廻り防錆塗装料	乗用自動車 (自家用) 車両重量1.5トンまで	9	台		0
		乗用自動車 (自家用) 軽自動車	8	台		0
	車内及び外回り清掃		17	台		0
	保安検査確認	乗用自動車 (自家用) 車両重量1.5トンまで	9	台		0
		乗用自動車 (自家用) 軽自動車	8	台		0
	継続検査代行	乗用自動車 (自家用) 車両重量1.5トンまで	9	台		0
乗用自動車 (自家用) 軽自動車		8	台		0	
エンジンオイル交換	対象17台 ※1台当たり5ℓを想定(単価は1ℓ当たり)	85	ℓ		0	
(C) 継続点検 (車検) 計			17			0
定期点検 (12ヶ月点検)	基本点検技術料	乗用自動車 (自家用) 車両重量1.5トンまで	6	台		0
		乗用自動車 (自家用) 軽自動車	3	台		0
	車内及び外回り清掃		9	台		0
	エンジンオイル交換	対象9台 ※1台当たり5ℓを想定(単価は1ℓ当たり)	45	ℓ		0
(D) 定期点検 (12ヶ月点検) 計			9	台		0
(E) 作業料金計 (C) + (D)						0
(F) 非課税分 (A) + (B)						602,170
(G) 入札金額 (E) + (F)						602,170
(H) 消費税 (E) * 0.10						0
(I) 合計 (G) + (H)						602,170

別紙 令和7年度岩手南部森林管理署官用自動車点検等業務(整備内容一覧表)

車両連番	配置先	登録番号	車名		型式	車台番号	ガソリン・ディーゼル車別	取得年度	経年数	登録・交付年日	車検・点検別	車検満了日	自賠責保険期間		自動車重量税	自賠責保険料	継続点検(車検)					定期点検			
			メーカー	車種									自	至			基本点検技術料	エンジン、下回りスチーム洗浄	下廻り防錆塗装	保安検査確認	継続検査代行	基本点検技術料	車内及び外回り洗浄	エンジンオイル交換	
1	土橋森林事務所	岩手501む4470	ダイハツ	ビーゴ	ABA-J210G	J210G-2000265	ガソリン	H24	12	H24.10.19	車検	R7.10.19	R5.11.18	R7.11.18	自家用 乗用 車両重量1.5トン 2年	自家用 乗用 24ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	新町森林事務所	岩手501む4471	ダイハツ	ビーゴ	ABA-J210G	J210G-2000262	ガソリン	H24	12	H24.10.19	車検	R7.10.18	R5.11.18	R7.11.18	自家用 乗用 車両重量1.5トン 2年	自家用 乗用 24ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	仙人森林事務所	岩手501む4472	ダイハツ	ビーゴ	ABA-J210G	J210G-2000261	ガソリン	H24	12	H24.10.19	車検	R7.10.19	R5.11.18	R7.11.18	自家用 乗用 車両重量1.5トン 2年	自家用 乗用 24ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	花巻森林事務所	平泉300す5596	ホンダ	VEZEL	DBA-RU2	RU2-1302224	ガソリン	H30	6	H30.10.22	車検	R7.10.21	R5.11.22	R7.11.22	自家用 乗用 車両重量1.5トン 2年	自家用 乗用 24ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	一関森林事務所	平泉300す5595	ホンダ	VEZEL	DBA-RU2	RU2-1302225	ガソリン	H30	6	H30.10.22	車検	R7.10.22	R5.11.22	R7.11.22	自家用 乗用 車両重量1.5トン 2年	自家用 乗用 24ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	石鳥谷森林事務所	平泉480い4308	ニッサン	クリッパー	HBD-DR17V	DR17V-425392	ガソリン	R1	5	R1.11.1	車検	R7.10.31	R5.11.1	R7.11.1	自家用 貨物 軽自動車 2年	自家用 貨物 軽自動車 24ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	愛宕森林事務所	平泉300せ54	ホンダ	VEZEL	DBA-RU2	RU2-1305543	ガソリン	R1	5	R1.11.1	点検	R8.10.31	R6.12.1	R8.12.1	自家用 乗用 車両重量1.5トン 2年	自家用 乗用 24ヶ月							○	○	○
8	花巻森林事務所	平泉480あ8879	ニッサン	クリッパー	HBD-DR17V	DR17V-266149	ガソリン	H29	7	H29.12.6	車検	R8.1.26	R6.2.24	R8.2.24	自家用 貨物 軽自動車 2年	自家用 貨物 軽自動車 24ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	本署(治山)	平泉300さ8263	スバル	フォレスター	DBA-SJ5	SJ5-094650	ガソリン	H28	8	H29.1.30	車検	R8.1.29	R6.2.27	R8.2.27	自家用 乗用 車両重量1.5トン 2年	自家用 乗用 24ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	本署	平泉580う7755	ダイハツ	キャスト	DBA-LA260S	LA260S-0025338	ガソリン	H29	7	H30.1.15	点検	R9.1.14	R7.2.15	R9.2.15	自家用 乗用 軽自動車 2年	自家用 乗用 軽自動車 24ヶ月							○	○	○
11	本署	岩手580さ5692	三菱	パジェロミニ	ABA-H58A	H58A-0719455	ガソリン	H19	17	H20.2.25	点検	R9.2.24	R7.3.20	R9.3.20	自家用 乗用 軽自動車 2年	自家用 乗用 軽自動車 24ヶ月							○	○	○
12	煤孫森林事務所	岩手501ま6113	ダイハツ	ビーゴ	ABA-J210G	J210G-0009076	ガソリン	H23	13	H24.2.20	点検	R9.2.19	R7.3.17	R9.3.17	自家用 乗用 車両重量1.5トン 2年	自家用 乗用 24ヶ月							○	○	○
13	本署	平泉300さ4551	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-530521	ガソリン	H27	9	H28.2.16	点検	R9.2.15	R7.3.16	R9.3.16	自家用 乗用 車両重量1.5トン 2年	自家用 乗用 24ヶ月							○	○	○
14	本署	平泉300さ4550	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-530645	ガソリン	H27	9	H28.2.16	点検	R9.2.15	R7.3.16	R9.3.16	自家用 乗用 車両重量1.5トン 2年	自家用 乗用 24ヶ月							○	○	○
15	本署	平泉300さ4548	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-530664	ガソリン	H27	9	H28.2.16	点検	R9.2.15	R7.3.16	R9.3.16	自家用 乗用 車両重量1.5トン 2年	自家用 乗用 24ヶ月							○	○	○
16	本署(治山)	平泉300さ1195	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-511346	ガソリン	H26	10	H27.3.12	車検	R8.3.11	R6.4.12	R8.4.12	自家用 乗用 車両重量1.5トン 2年	自家用 乗用 24ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	土橋森林事務所	平泉580あ3919	スバル	ディアスワゴン	ABA-S331N	S331N-0002714	ガソリン	H26	10	H27.3.24	車検	R8.3.23	R6.4.23	R8.4.23	自家用 乗用 軽自動車 2年	自家用 乗用 軽自動車 24ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	新町森林事務所	平泉580あ3918	スバル	ディアスワゴン	ABA-S331N	S331N-0002712	ガソリン	H26	10	H27.3.24	車検	R8.3.23	R6.4.23	R8.4.23	自家用 乗用 軽自動車 2年	自家用 乗用 軽自動車 24ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	仙人森林事務所	平泉580あ3920	スバル	ディアスワゴン	ABA-S331N	S331N-0002722	ガソリン	H26	10	H27.3.24	車検	R8.3.23	R6.4.23	R8.4.23	自家用 乗用 軽自動車 2年	自家用 乗用 軽自動車 24ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	一関森林事務所	平泉580う488	スバル	ディアスワゴン	ABA-S331N	S331N-0003365	ガソリン	H28	8	H29.3.6	車検	R8.3.5	R6.4.6	R8.4.6	自家用 乗用 軽自動車 2年	自家用 乗用 軽自動車 24ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	千厩森林事務所	平泉580う489	スバル	ディアスワゴン	ABA-S331N	S331N-0003368	ガソリン	H28	8	H29.3.6	車検	R8.3.5	R6.4.6	R8.4.6	自家用 乗用 軽自動車 2年	自家用 乗用 軽自動車 24ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	本署	岩手580そ7477	三菱	パジェロミニ	ABA-H58A	H58A-0805790	ガソリン	H20	16	H21.2.26	車検	R8.3.13	R6.3.20	R8.3.20	自家用 乗用 軽自動車 2年	自家用 乗用 軽自動車 24ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	本署	岩手41あ5426	ホンダ	アクティ	V-HA4	HA4-2424813	ガソリン	H10	26	H11.3.24	点検	R9.3.30	R7.4.18	R9.4.18	自家用 貨物 軽自動車 2年	自家用 貨物 軽自動車 24ヶ月							○	○	○
24	湯田森林事務所	岩手502と1160	ダイハツ	ロッキー	3BA-A210S	A210S-0018280	ガソリン	R5	2	R5.3.1	車検	R8.2.28	R5.3.1	R8.4.1	自家用 乗用 車両重量1.5トン 3年	自家用 乗用 37ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	石鳥谷森林事務所	岩手502と1161	ダイハツ	ロッキー	3BA-A210S	A210S-0018283	ガソリン	R5	2	R5.3.1	車検	R8.2.28	R5.3.1	R8.4.1	自家用 乗用 車両重量1.5トン 3年	自家用 乗用 37ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	千厩森林事務所	平泉500そ7775	スズキ	クロスビー	4AA-MN71S	MN71S-317959	ガソリン	R6	1	R6.1.16	点検	R9.1.15	R6.1.16	R9.2.16	自家用 乗用 車両重量1.5トン 3年	自家用 乗用 37ヶ月							○	○	○